

大阪府

受動喫煙の防止に関するガイドライン

このガイドラインは、効果的に受動喫煙防止対策を推進するための府の指針です。



● 受動喫煙とは？

受動喫煙とは、「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義されます。

受動喫煙により、たばこを吸わない周囲の人の健康にも悪影響を及ぼします。

すべての府民が受動喫煙から保護されることが必要です。

健康増進法 第25条

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。(平成14年法律第103号、平成15年5月1日施行)

受動喫煙による健康影響

たばこの煙には、発がん物質等の有害な化学物質が多く含まれています。

喫煙者本人はもとより、その周囲の人に対して、急性心筋梗塞、肺がん、子どもの呼吸器感染症・ぜんそく等の病気を発症する危険性があり、健康に悪い影響を与えます。

特に、健康被害を受けやすい子ども、妊婦、健康に問題がある方等には、受動喫煙による健康影響が及ばないようにする必要があります。



●たばこの煙には、たばこの先からでる副流煙と、喫煙者が吐き出す呼出煙があり、これらの煙を吸い込むことを受動喫煙といいます。

●受動喫煙による健康影響では、以下のことが報告されています。

- ・流涙、鼻閉、頭痛等の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等生理学的反応等
- ・肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇
- ・低出生体重児の出産の発生率の上昇
- ・乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など呼吸器疾患の原因

(厚生労働省健康局長通知 受動喫煙防止対策について 健発0225 第2号 平成22年2月25日)

全面禁煙の推進

受動喫煙の防止には、敷地内全面禁煙や建物内全面禁煙が最も効果的で、対策に必要な費用もかかりません。

特に、子ども、妊婦、健康に問題がある方等も多く利用する学校、医療機関、官公庁等の公共の場所では、敷地内全面禁煙又は建物内全面禁煙を推奨します。

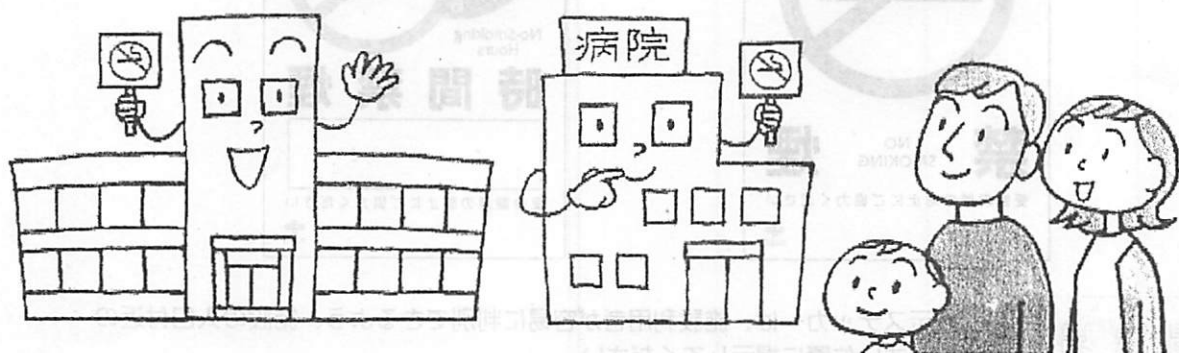
定義

敷地内全面禁煙

建物の屋内又はそれに準ずる環境が常に禁煙の状態に加え、施設敷地内の屋外も常に禁煙の状態を維持すること。

建物内全面禁煙

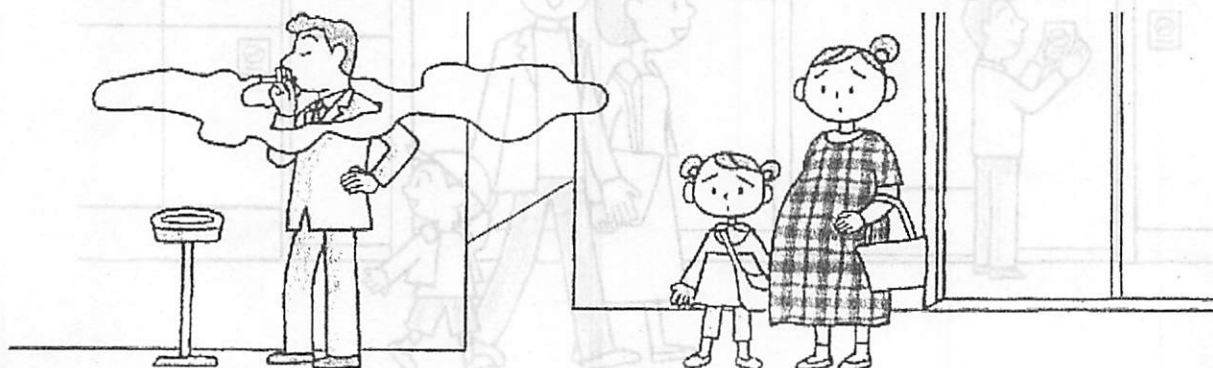
建物屋内又はそれに準ずる環境が常に禁煙の状態を維持すること。



注意!

施設の出入口や建物開口部付近について

施設の出入口や建物開口部（窓、ベランダ等）付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされる場合があります。これらの場所では、喫煙場所を施設の出入口や建物開口部からできるだけ離すなど、必要な措置を講ずるよう努めてください。



全面禁煙が困難な場合の対策

受動喫煙防止のためには、全面禁煙が最も効果的ですが、全面禁煙の実施が困難でも、可能な範囲において、施設内における受動喫煙を防止するための対策が必要です。以下の内容を参考として、可能なところから取り組んでください。

表示の推進

利用者が選択可能な施設では、利用者の意図しない受動喫煙を防止するために、入口での受動喫煙防止対策実施状況に関して表示することを推奨します。

種

類

府の表示ステッカーは、「全面禁煙」「時間禁煙」の2種類です。



掲示場所

表示ステッカーは、施設利用者が容易に判別できるよう、施設の入口付近の見やすい位置に掲示してください。

表示の大きさ

表示ステッカーの大きさは日本工業規格A6版(横105mm×縦148mm)以上を参考とします。

※「大阪府受動喫煙防止対策推進協議会」では、民間の自主的な取組として、個々の施設やお店の状況に応じた各種表示ステッカーを配布しています。 (<http://www.osaka-jkb.com/>)

